

定 款

(2022年6月24日改正)

株式会社 大光銀行

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当銀行は、株式会社大光銀行と称し、英文では、THE TAIKO BANK, LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引。
- (2) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務。
- (3) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務。
- (4) 信託業務。
- (5) 前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法、その他の法律により銀行が営むことのできる業務。
- (6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項。

(本店の所在地)

第 3 条 当銀行は、本店を新潟県長岡市に置く。

(機 関)

第 4 条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、2,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当銀行の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第 9 条 当銀行の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利。

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当銀行の単元未満株主は、「株式取扱規程」に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。

(株式取扱規程)

第 11 条 当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(株主名簿管理人)

第 12 条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。

(基準日)

第 13 条 当銀行は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要ある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 14 条 当銀行の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要のあるときに随時これを招集する。

(招 集 地)

第 15 条 当銀行の株主総会は、新潟県内で開催する。

(招集権者および議長)

第 16 条 株主総会は、取締役頭取が招集する。取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役頭取が議長となる。取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 17 条 当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当銀行は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 19 条 株主は、当銀行の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

- 第 20 条 当銀行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。
2. 当銀行の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 21 条 当銀行の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 22 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

- 第 23 条 当銀行は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役頭取 1 名を選定し、取締役会長 1 名および取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
 3. 取締役頭取は、銀行業務の統轄を行い、取締役頭取に事故があるときは、取締役会の決議によって、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会規程)

- 第 24 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 26 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当銀行は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 29 条 当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(社外取締役の責任限定契約)

第 31 条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 32 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。

(監査等委員会の招集通知)

第 34 条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、開催することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 35 条 当銀行の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、取締役頭取が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当銀行の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 39 条 当銀行の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。

(中間配当)

第 40 条 当銀行は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第 41 条 剰余金の配当金（中間配当金を含む。）は、その支払開始の日から満 5 年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払の義務を免れる。

2. 未払の剰余金の配当金には、利息をつけない。

附 則

第 1 条 現行定款第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除および変更案第 17 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

上記は定款の謄本であります。

新潟県長岡市大手通一丁目 5 番地 6

株式会社大光銀行

取締役頭取 石 田 幸 雄